

## 経営協 支援活動情報

平成 23 年 8 月 18 日

全国経営協事務局

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

### 1. 厚生労働省「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」を通知

厚生労働省は、8月11日付けで標記交付要綱を発出して本年5月2日から適用することを通知しました。全国経営協が被災した社会福祉法人・福祉施設に対して行った訪問調査においても、一日も早い国庫補助の決定を求める意見が多数寄せられていたところであり、ようやくその実現に向けた一歩が図られました。

これまでの社会福祉施設等災害復旧費補助金とは、①補助率の嵩上げ、②対象経費の拡大、③現行基準での復旧、といった点で変更がなされています。また、全国経営協としても強く要望してきた「仮設施設」の設置があわせて認められることとなり、その補助対象や基準等も示されました。

東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助などに関する通知類をまとめて本会ホームページに掲載しましたのでご参照ください。

なお、国庫補助の交付にあたっては被災した社会福祉法人・福祉施設が受け入れた保険金収入や義援金・寄付金収入をその所要額から控除するという取り扱いや、災害復旧費の地盤沈下や流出といった土地部分への対応、また補助対象が「原状回復」を原則としている点については実態に即した復旧・対応が確保されるよう各自治体に徹底していただくなど、本会として引き続き検証と必要な対応を図ることとしています。

### 2. 全国経営協の活動状況

8月16日に第3回東日本大震災復興対策委員会を開催し、今後の活動法人について協議しました。

6月3日に宮城県仙台市内に設置した現地支援事務所では、この間、宮城県内の被災した社会福祉法人・福祉施設の訪問調査を実施してきており、7月末までに40法人余の聞き取り調査を終了しています。8月10日には、その調査結果の分析会議を行い個別の支援ニーズ等を検証しました。今後、制度対応が必要となる事項については厚生労働省等に対して働きかけを行うとともに、9月1日からは訪問調査を行った法人・施設のフォローアップを進めることとしています。

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載